

医療・介護・福祉・行政の多職種が連携し合い、住民の方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう必要な体制づくりに取り組んでいます。



薩摩郡医師会在宅医療相談支援センターだより

ひまわり



第39号 令和5年9月
編集・発行 薩摩郡医師会在宅医療相談支援センター
TEL(代表) 0996-53-0326(内380)
(直通) 0996-53-4711(FAX兼用)

適正服薬支援事業について

年齢を重ねるにつれて疾患の数が増え、必然的に薬の数も増える傾向にあります。必要な薬はしっかりと服用しなければなりません、中には重複服薬や多剤服薬によって、薬物有害事象リスクの増加や服薬過誤・服薬アドヒアランス低下等の問題が生じることがあります。その際には、処方の見直しを含めた対応が必要となります。薬剤師会では、適正服薬支援に係る事業を、保険者(後期高齢者医療広域連合、国保等)及び医師会をはじめとした関係多職種と連携しながら行っております。

○令和5年度 国保ヘルスアップ支援事業(適正服薬支援事業)

<重複・多剤服薬に係る市町村支援モデル事業>

対象地区:出水市、さつま町、鹿屋市、和泊町、指宿市

事業内容:①モデル市町村と地区薬剤師会との打ち合わせ

- ②モデル市町村の重複・多剤服薬者の訪問指導対象者の選定作業に薬剤師が助言
- ③モデル市町村の求めに応じ、重複・多剤服薬者に対する保健指導に係る困りごとに薬剤師が助言
- ④モデル事業報告会の開催

○令和5年度 後期高齢者医療広域連合 適正服薬支援事業

対象地区:県内全域

- 事業内容:①内服薬を長期処方(28日以上)されている被保険者のうち、以下のア・イのいずれかに該当する者へ「服薬情報のお知らせ」を通知
ア 2つ以上の医療機関で12種類以上の処方を受けている者
イ 2つ以上の医療機関でベンゾジアゼピン系睡眠薬及び非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の処方を受けている者
- ②対象者が「服薬情報のお知らせ」を持参し、かかりつけ医又はかかりつけ薬局に相談
- ③処方内容を確認し、状況に応じて、かかりつけ医や薬剤師が処方内容の調整や相談対応
- 必要時には訪問による残薬等確認や服薬指導を行い、訪問後かかりつけ医に報告

○その他

- お薬手帳の一冊化や活用、適正服薬に関する啓発活動
服薬支援に関する相談に対応する薬剤師(地域協力薬剤師)登録数の拡充
適正服薬支援への取組みは、医療費の適正化にもつながります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。(文責:岩元 暢秀)



令和5年度 第1回
さつまネット研修会

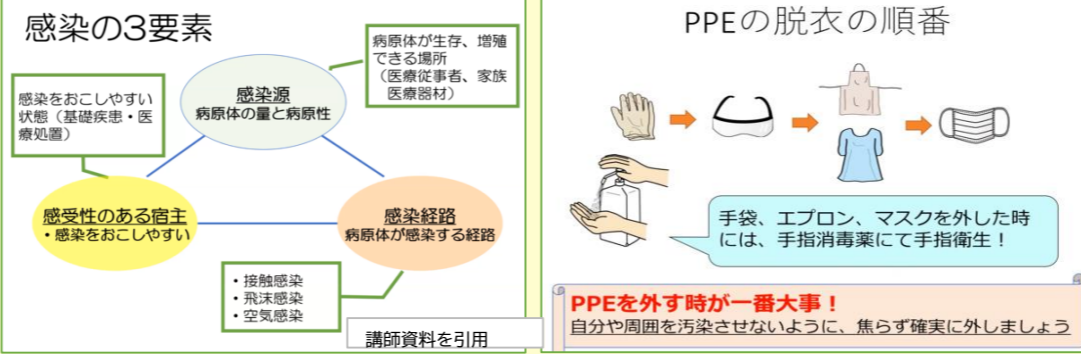
「継続して学ぶ感染症対策」

令和5年6月30日 in 薩摩郡医師会 新館2階会議室

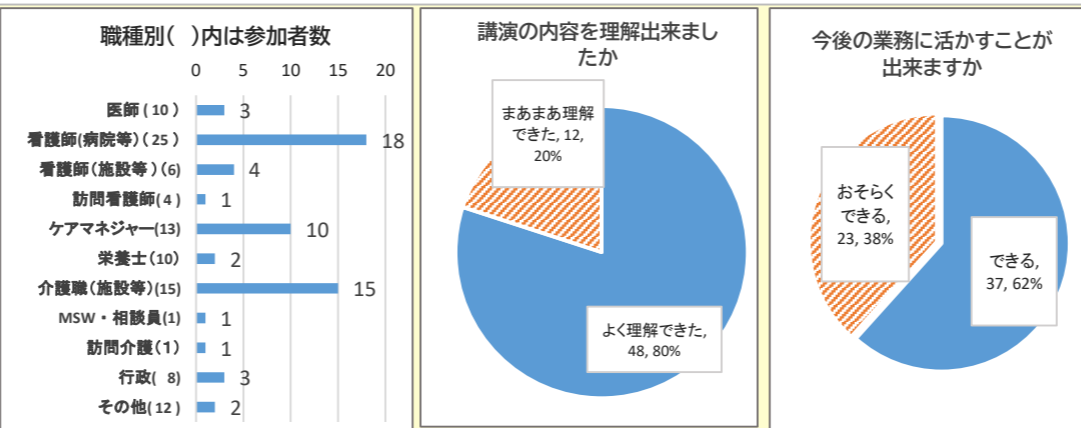


2. 講演 18:30~20:00

- 1) 標準予防策
講師:久保田 祥子氏
- 2) 医療や福祉現場における感染症発生時の初動体制
講師:長倉 周作氏
- 3) 個人防護具の正しい着脱方法とゾーニング
講師:井上 安寿子氏、中野 智子氏



令和5年度第1回さつまネット研修会アンケート結果
参加者数: 会場 35名、オンライン 71名 合計 106名
アンケート回収数: 会場 24名、オンライン 36名 合計 60名 (回収率 56.6%)



ご意見・ご感想(一部ご紹介)

- ・標準予防策をわかりやすく説明されたので再認識できた。初動対応についてもわかりやすかったので、現場で活かしたい(看護師)
- ・直接処遇の職種でなくても、感染対策を十分に知ることはとても重要であり、緊急時のこと、他職種の業務を理解する必要があると実感いたしました(管理栄養士)
- ・毎回さつまネット研修会はとてもためになり、受けてよかったなあとも思います。PPE着脱は繰り返し練習したいと思います。過度な対策をとらないよう正しい知識を身につけたいです(介護職)(ケアマネ)
- ・クラスター経験の病院・施設でのゾーニング法、取り組み等参考になりました。また、実技でのPPEの取り扱い、再認識することが出来ました。各々がクラスター発生の原因とならない様に取り組む事を事業所スタッフへ共通理解し対応に当たりたいと考えております(ケアマネ)
- ・効果的な感染対策をしっかり行っていきたい。手指衛生をもう一度確認しながらやっていく(介護職)

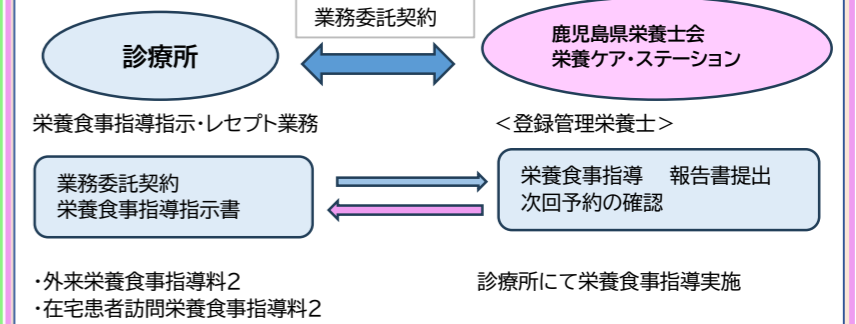
センターより:いつもたくさんのご意見・ご感想有難うございます。元気を頂いています。

診療所の皆様 栄養食事指導をバックアップいたします

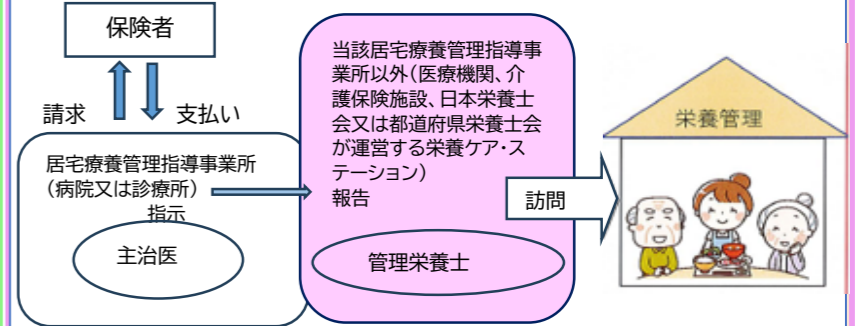
公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します
※本内容は鹿児島県栄養士会ホームページ掲載資料を基に作成しています

★診療所における外来栄養食事指導料2, 在宅患者訪問栄養食事指導料2, 管理栄養士による居宅療養管理指導非IIについて、当該医療機関、当該居宅療養管理指導事業所以外(他の保健医療機関、または栄養ケア・ステーション)の管理栄養士が栄養食事指導を行う場合

【外来栄養食事指導料2・在宅患者訪問栄養指導料2】



【居宅療養管理指導費II】



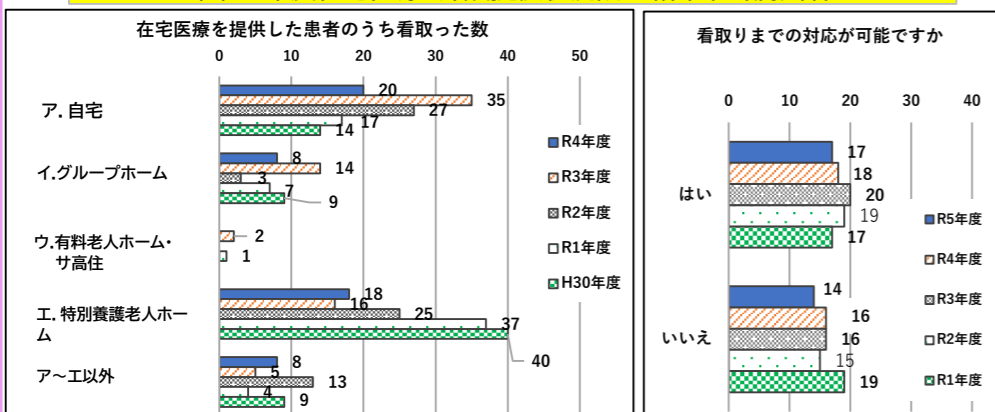
①栄養ケア・ステーション®へ「依頼申込書」(※栄養士会ホームページをご覧ください)E-mail・FAXで送るか、またはお電話をください(右記参照)。

②ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

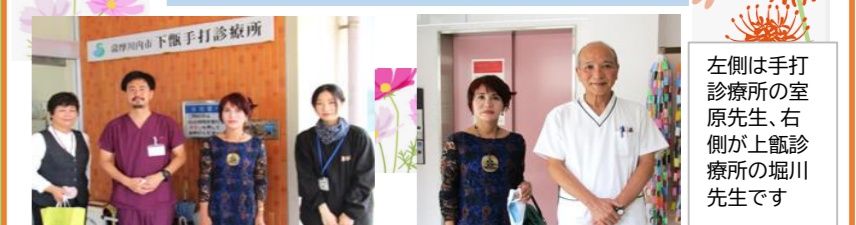
お問い合わせ

公益社団法人鹿児島県栄養士会
栄養ケア・ステーション
〒890-0056
鹿児島市下荒田一丁目36-1
TEL 099-256-1216
FAX 099-256-1217
携帯 080-7835-0607

令和5年度在宅医療・介護提供状況調査結果(一部抜粋)



甌島の4診療所を訪問致しました



令和5年8月23日(水)堀之内会長、薩摩川内市役所担当職員と共に4診療所を訪問し、各診療所の実情や困り事などについてお伺い致しました。夜間の緊急搬送時は、漁船をチャーターして医師も同乗されていることなどをお聞きし、離島ならではの課題がありご苦労されている事が分りました。